

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月20日認可した。

令和7年10月28日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上林下井地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）牛田池地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鹿角上分地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）墓之井地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中間地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三名地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）覚造池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北堀江地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ原地区